

佐賀県規則第15号

佐賀県療育支援センター管理規則の一部を改正する規則
 佐賀県療育支援センター管理規則（平成21年佐賀県規則第13号）の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第4条 センターに所長を置く。</p> <p>2～6 略</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 所長は、知事の命を受けてセンターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 医務監は、上司の命を受けて、療育支援センターの事務のうち医療及び保健に関する事務その他<u>所長</u>が特に命ずる事務を掌理する。</p> <p>3 副所長は、<u>所長</u>を補佐し、センターの事務を整理する。</p> <p>4・5 略</p> <p>6 <u>前条第5項</u>の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けてセンターの企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。</p> <p>(職務の代行)</p> <p>第6条 <u>所長</u>不在のときは、副所長がその職務を代行する。</p> <p>2 <u>所長</u>及び副所長がともに不在のときは、<u>総務課長</u>が<u>所長</u>の職務を代行する。</p> <p>3 前項の規定により代行した事項について必要があると認められるものは、速やかに、<u>所長</u>の後閲を受けなければならない。</p>	<p>(職制)</p> <p>第4条 センターに所長を置き、<u>所長は非常勤とすることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により非常勤の所長を置く場合又は他の職を兼務する所長を置く場合は、統括副所長を置くことができる。</u></p> <p>3～7 略</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 <u>所長又は統括副所長（以下「所長等」という。）</u>は、知事の命を受けてセンターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 医務監は、上司の命を受けて、療育支援センターの事務のうち医療及び保健に関する事務その他<u>所長等</u>が特に命ずる事務を掌理する。</p> <p>3 副所長は、<u>所長等</u>を補佐し、センターの事務を整理する。</p> <p>4・5 略</p> <p>6 <u>前条第7項</u>の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けてセンターの企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。</p> <p>(職務の代行)</p> <p>第6条 <u>所長等</u>が不在のときは、副所長がその職務を代行する。</p> <p>2 <u>所長等</u>及び副所長がともに不在のときは、<u>所長等</u>が指定する課長が<u>所長等</u>の職務を代行する。</p> <p>3 前項の規定により代行した事項について必要があると認められるものは、速やかに、<u>所長等</u>の後閲を受けなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>(<u>所長の専決事項</u>)</p> <p>第7条 <u>所長</u>は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>2 医務監、副所長及び課長は、<u>所長</u>が専決することができる事務のうち、<u>所長</u>が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 <u>所長</u>は、第1項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。</p> <p>(利用者)</p> <p>第9条 入所児童は、次に該当する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 伝染性疾患を有しない者として<u>所長</u>が認めた者</p> <p>(3) 団体生活に著しく支障をきたすおそれのない者として<u>所長</u>が認めた者</p> <p>2～4 略</p> <p>(利用承認)</p> <p>第10条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第8項に規定する短期入所(以下「短期入所」という。)のためセンターを利用しようとする者は、短期入所利用申込書(様式第1号)に同法第22条第8項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証を添えて、これを所長に提出し、<u>その承認</u>を受けなければならない。</p> <p>2 入所支援を受けるため、センターを利用しようとする障害児の入所給付決定保護者(児童福祉法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者をいう。)又は加齢児(児童福祉法第24条の24第</p>	<p>(<u>専決事項</u>)</p> <p>第7条 <u>所長等</u>は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>2 医務監、副所長及び課長は、<u>所長等</u>が専決することができる事務のうち、<u>所長等</u>が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 <u>所長等</u>は、第1項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。</p> <p>(利用者)</p> <p>第9条 入所児童は、次に該当する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 伝染性疾患を有しない者として<u>所長等</u>が認めた者</p> <p>(3) 団体生活に著しく支障をきたすおそれのない者として<u>所長等</u>が認めた者</p> <p>2～4 略</p> <p>(利用承認)</p> <p>第10条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第8項に規定する短期入所(以下「短期入所」という。)のためセンターを利用しようとする者は、短期入所利用申込書(様式第1号)に同法第22条第8項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証を添えて、これを所長に提出し、<u>所長等の承認</u>を受けなければならない。</p> <p>2 入所支援を受けるため、センターを利用しようとする障害児の入所給付決定保護者(児童福祉法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者をいう。)又は加齢児(児童福祉法第24条の24第</p>

改正前	改正後
<p>1 項の規定により障害児入所給付費等を支給することができることとされた者をいう。)は、入所支援利用申込書(様式第2号)に児童福祉法第24条の3第6項の規定により交付された入所受給者証を添えて、これを所長に提出し、<u>その承認</u>を受けなければならない。</p> <p>3 児童発達支援を受けるため、センターを利用しようとする障害児の通所給付決定保護者(児童福祉法第6条の2の2第9項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。)は、児童発達支援利用申込書(様式第3号)に児童福祉法第21条の5の7第9項の規定により交付された通所受給者証(以下「通所受給者証」という。)を添えて、これを所長に提出し、<u>その承認</u>を受けなければならない。</p> <p>4 保育所等訪問支援を受けるため、センターを利用しようとする障害児の通所給付決定保護者は、保育所等訪問支援利用申込書(様式第4号)に通所受給者証を添えて、これを所長に提出し、<u>その承認</u>を受けなければならない。</p> <p>5 障害児相談支援を受けるため、センターを利用しようとする障害児相談支援対象保護者(児童福祉法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。以下同じ。)は、障害児相談支援利用申込書(様式第5号)を所長に提出し、<u>その承認</u>を受けなければならない。</p> <p>(通園施設支援の休止日)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 <u>所長</u>は前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に通園施設支援を実施し、又は休止することができる。</p> <p>(非常災害の場合の措置)</p> <p>第13条 <u>所長</u>は、非常災害に際しては、直ちに臨機の処置を執ると</p>	<p>1 項の規定により障害児入所給付費等を支給することができることとされた者をいう。)は、入所支援利用申込書(様式第2号)に児童福祉法第24条の3第6項の規定により交付された入所受給者証を添えて、これを所長に提出し、<u>所長等の承認</u>を受けなければならない。</p> <p>3 児童発達支援を受けるため、センターを利用しようとする障害児の通所給付決定保護者(児童福祉法第6条の2の2第9項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。)は、児童発達支援利用申込書(様式第3号)に児童福祉法第21条の5の7第9項の規定により交付された通所受給者証(以下「通所受給者証」という。)を添えて、これを所長に提出し、<u>所長等の承認</u>を受けなければならない。</p> <p>4 保育所等訪問支援を受けるため、センターを利用しようとする障害児の通所給付決定保護者は、保育所等訪問支援利用申込書(様式第4号)に通所受給者証を添えて、これを所長に提出し、<u>所長等の承認</u>を受けなければならない。</p> <p>5 障害児相談支援を受けるため、センターを利用しようとする障害児相談支援対象保護者(児童福祉法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。以下同じ。)は、障害児相談支援利用申込書(様式第5号)を所長に提出し、<u>所長等の承認</u>を受けなければならない。</p> <p>(通園施設支援の休止日)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 <u>所長等</u>は前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に通園施設支援を実施し、又は休止することができる。</p> <p>(非常災害の場合の措置)</p> <p>第13条 <u>所長等</u>は、非常災害に際しては、直ちに臨機の処置を執る</p>

改正前	改正後
<p>ともに、その状況を遅滞なく知事に報告しなければならない。 (補則) 第14条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、<u>所長</u>が別に定める。</p>	<p>とともに、その状況を遅滞なく知事に報告しなければならない。 (補則) 第14条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、<u>所長等</u>が別に定める。</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。